

■ 「かながわ食の安全安心の確保の推進に関する指針」改定素案について

平成31年3月に策定した「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（平成31年度～令和3年度）」（以下「第4次指針」という。）について、指針の期間が満了するため、学識経験者、関係団体、県民等で構成する「神奈川県食の安全・安心審議会」の意見を踏まえ、現在の食を取り巻く社会情勢に対応した内容とするため改定作業を行い、令和4年度（2022年度）を初年度とする新たな指針を策定することとしており、今般、指針の改定素案を作成した。

1 改定指針素案の概要

(1) 改定の趣旨

第4次指針で推進してきた全庁的な取組みを基本としつつ、第4次指針策定以降に行われた、食品衛生法改正に伴う新たな制度に対応するための施策の方向を示すことで、更なる食品の安全性の確保と、県民の食品や食品事業者に対する信頼の向上を目指す指針とする。

(2) 指針の期間

令和4年度から令和6年度までの3年間とする。

(3) 指針の性格

「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」第8条に基づき、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県が取り組む総合的かつ中期的な目標及び施策の方向を示すものである。

(4) 総合的かつ中期的な目標及び施策の方向

食の安全・安心の確保を実現するための総合的かつ中期的な目標を「生産から販売に至る各段階における安全・安心の確保」及び「リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）」とし、施策の方向として、この目標を達成するため、第3次指針に引き続き10の施策とする。

2 改定のポイント

(1) 食品衛生法改正に伴う新たな制度への対応

ア HACCPの制度化が施行されたことに伴い、導入に関する内容から食品衛生法で示された方法等に沿った指導内容とした。

イ 新たに設けられた指定成分等含有食品に関する内容を加えた。

ウ 法改正に伴い行われた、神奈川県食の安全・安心の確保推進条例の改正内容を盛り込んだ。

(2) 重点的取組事項について

次の事業を第4次指針に引き続き実施する。

ア 食品表示の適正の確保を推進する取組み

イ 情報の共有化と意見交換を推進する取組み(リスクコミュニケーションを推進する取組み)

3 今後のスケジュール

令和3年11月 食の安全・安心審議会に諮問

第1回食の安全・安心審議会

令和3年12月 厚生常任委員会に指針素案報告

第2回食の安全・安心審議会

食の安全・安心審議会から答申

令和4年1月 改定指針素案に対するパブリックコメントを実施

令和4年2月 厚生常任委員会に改定指針案を報告

3月 食の安全・安心推進会議で決定

令和4年4月 施行